

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		社会福祉法人に対する公益事業又は収益事業の停止命令
根拠条例・規則等名		社会福祉法
条 項		第 5 7 条
所 管 部 課		福祉局 生活福祉部 福祉総務課 電話：048-829-1253)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	次のいずれかに該当する場合は、公益事業又は、収益事業の停止を命ずることができる。 (1) 定款で定められた事業以外の事業を行うこと。 (2) 収益事業から生じた収益を当該社会福祉法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。 (3) 公益事業又は収益事業の継続が当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に支障があること。
	設定等年月日	平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		